

2. 社団法人 札幌青年会議所会計規定

第 1 章 総 則

第 1 条 (社団法人札幌青年会議所会計規定)

- 1 社団法人札幌青年会議所（以下「本会」という。）は、この規定に準拠して会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成する。
- 2 この規定に定めのない事項については、一般に、公正妥当と認められる会計原則に従って会計処理を行い計算書類を作成する。

第 2 条 (一般原則)

本会は、次に掲げる原則によって会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

- 1 財務及び収支の状況について真実な内容を表示すること。
- 2 すべての取引について正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること。
- 3 財務及び収支の状況を正確に判断できるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
- 4 採用する会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 5 会計は、全ての収支につき予算統制を行う。

第 3 条 (収益事業会計)

収益事業に係わる会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従って行わなければならない。

第 4 条 (計算書類)

本会が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 1 収支計算書
- 2 貸借対照表
- 3 正味財産増減計算書
- 4 財産目録

第 5 条 (総額表示)

計算書類に掲載する金額は総額をもって表示するものとする。ただし、事業活動による収入と支出については純額をもって表示することが出来るが、その場合に

は明細表を添付するものとする。

第6条（予 算）

収入および支出は原則として予算に基づいて行わなければならない。

- 1 予算は当該事業年度において見込まれるすべての収入および支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- 2 予算は収入予算および支出予算から構成されるものとする。
- 3 予算は原則として当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。
ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

第7条（会計区分）

特別事業目的のために特別会計を設ける場合には、一般会計および特別会計の内容をそれぞれ明瞭に区別しなければならない。

第8条（主要帳簿）

- 1 本会は、次の主要帳簿を備え、すべての取引を秩序整然と記帳しなければならない。
 - (1) 仕訳帳
 - (2) 総勘定元帳
- 2 主要帳簿は、最低10年間整理保管しなければならない。

第8条の2（補助簿）

本会は、次に掲げる補助簿を備え、関係事項を秩序整然と記帳しなければならない。

- 1 現金出納帳
- 2 預金出納帳
- 3 収支予算の管理に必要な帳簿
- 4 固定資産台帳
- 5 会費明細表
- 6 その他

第9条（帳簿の様式）

会計帳簿は、伝票等の様式によることができる。

第 2 章 収 支 計 算 書

第10条（目 的）

本会は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応する収入および支出の内容を明らかにするため収支計算を行う。

第 11 条（勘定科目）

本会は、この章の規定の趣旨に沿って収支計算を行うため必要な勘定科目を設定するものとする。

第 12 条（収支計算書の記載方法）

- 1 収支計算書には、収入の部および支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算額を予算額と対比して記載するものとする。
- 2 予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を収支計算書に注記するものとする。

第 13 条（収支計算書の様式）

収支計算書の様式は第 1 号様式のとおりとする。

第 3 章 貸借対照表

第 1 節 資 産

第 14 条（資産の評価）

資産の評価は、取得価額をもってするものとする。但し、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもってするものとする。

第 15 条（減価償却）

- 1 固定資産のうち減価償却資産については、減価償却を行うものとする。
- 2 減価償却資産の減価償却方法は、定額法によるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず減価償却を行わないことができる。

第 16 条（徴収不能額の引当て）

金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第 2 節 負 債

第 17 条（網羅性）

すべての負債は事実に基づいて洩れなく計上されなければならない。

第 18 条（負債性引当金）

将来においてその支出が確実に起こると予想され、当該支出の原因となる事実が

当該会計期間においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その会計期間の負債に属する金額を負債性引当金に計上するものとする。

第3節 基本金および積立金

第19条（基本金）

本会が、その諸活動の計画に基づき必要な資金を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組入れた金額を基本金とする。

第20条（基本金への組入れ）

- 1 本会は、次に掲げる金額に相当する金額を基本金に組入れるものとする。
 - (1) 本会が創立当初取得した資産の額
 - (2) 本会が取得した固定資産
 - (3) 基本金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
 - (4) 特定の目的をもって寄付された受贈額もしくは積立てられた額
- 2 前項第4号の特定基本金は所定の手続により一般会計と区分し、基本会計とすることができる。

第21条（基本金の取崩し）

本会は、次に掲げる金額と相当する金額を基本金から取崩す。

- 1 諸活動の一部又は全部を廃止した場合、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- 2 固定資産を売却又は廃棄した場合、その固定資産の帳簿価額に係る基本金への組入額
- 3 減価償却費
- 4 第2号および第3号の規定にかかわらず基本金を取崩さないことができる。

第22条（積立金）

本会が将来計画実施する諸活動の支出に充てるため積立金を積立てることができる。積立金の運用並びに支出は総会の決議により理事長が行う。但し、当該年度に発生する利息を限度として理事会の決議により支出することができる。

第4節 貸借対照表の記載方法

第23条（貸借対照表の様式）

貸借対照表の様式は第2号様式のとおりとする。

第 4 章 正味財産増減計算書

第 24 条 (正味財産増減計算書の様式)

正味財産増減計算書の様式は第 3 号様式のとおりとする。

第 5 章 財 産 目 録

第 25 条 (財産目録の記載方法)

財産目録には資産の部、負債の部を設け、その差額を正味財産とする。

第 26 条 (財産目録の様式)

財産目録の様式は、第 4 号様式のとおりとする。

第 27 条 (財産目録の価額)

財産目録に記載する資産および負債の価額は、帳簿価額とする。

附 則

本規定は昭和 54 年 1 月 1 日より施行する。

平成元年 8 月 24 日 一部改正

平成 5 年 11 月 12 日 一部改正

平成 6 年 11 月 25 日 一部改正